

平成 28 年 3 月 31 日

お取引先各位

株式会社ポーラファルマ

尋常性乾癬等 角化症治療剤  
マキサカルシトール軟膏 25  $\mu$ g/g 「PP」に関する  
特許侵害訴訟における控訴審について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が平成 24 年 12 月から発売しております尋常性乾癬等 角化症治療剤『マキサカルシトール軟膏 25  $\mu$ g/g 「PP」』の原料につきまして、平成 25 年 2 月 19 日、中外製薬株式会社より弊社を含む後発医薬品メーカー3 社及び原料輸入業者の計 4 社に対し、東京地方裁判所に特許侵害訴訟を提起され、平成 26 年 12 月 24 日、東京地方裁判所より原料の製法が中外製薬株式会社の特許を侵害した旨の判決が下されました。

本件に対し、弊社を含む 4 社は平成 27 年 1 月 6 日に知的財産高等裁判所へ控訴しておりましたが、平成 28 年 3 月 25 日に知的財産高等裁判所より、弊社を含む 4 社の控訴を棄却する判決が言い渡されました。弊社を含む 4 社はこれを不服として、最高裁判所に上告受理の申し立てをする予定です。

なお、『マキサカルシトール軟膏 25  $\mu$ g/g 「PP」』は、平成 27 年 10 月 15 日より、本訴訟の対象とならない製法による原料を使用して製造販売しており、問題なくお使い頂けるとともに安定供給にも問題ございません。

ご心配をお掛けして申し訳ございません。今後とも『マキサカルシトール軟膏 25  $\mu$ g/g 「PP」』をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

**POLA**  
**PHARMA**